



金沢市公報

号外第22号の2

平成16年(2004年)6月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		
●条 例		○金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例	
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例		(生活道路整備課)	3
(財 政 課)	1	○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部	
		を改正する条例 (企業総務課)	3
○金沢市印鑑条例及び金沢市認可地縁団体の印		○金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例	
鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正		(〃)	4
する条例 (市 民 課)	1	○金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する	
○金沢市環境保全条例の一部を改正する条例		条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	7
(環境保全課)	2	○金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関	
○金沢市自然環境保全条例等の一部を改正する		する条例の一部を改正する条例 (〃)	8
条例 (〃)	2		

条 例

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第41号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第20号の項中「1,900円」を「1,950円」に改め、同表第111号の項中「第31条の2第2項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ」に、「第62条の3第4項第12号ハ」を「第62条の3第4項第13号ハ」に改め、同表第113号の項及び第114号の項中「第31条の2第2項第13号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ」に、「第62条の3第4項第13号ニ」を「第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第20号の項の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

金沢市印鑑条例及び金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第42号

金沢市印鑑条例及び金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市印鑑条例の一部改正)

第1条 金沢市印鑑条例(平成8年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「提出」の次に「及び市長が適当と認める書類の提示」を加える。

(金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「提出」の次に「及び市長が適当と認める書類の提示」を加える。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

金沢市環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月23日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第43号

金沢市環境保全条例の一部を改正する条例

金沢市環境保全条例(平成9年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第65条の見出しを「(生活排水による水質の汚濁の防止)」に改め、同条第1項中「以下同じ」を削り、同条第2項を削る。

第71条ただし書中「石川県公害防止条例(昭和44年石川県条例第22号)第29条第1項」を「ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第72条第1項」に改める。

第74条第1項ただし書中「石川県公害防止条例第36条」を「ふるさと石川の環境を守り育てる条例第79条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市自然環境保全条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月23日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第44号

金沢市自然環境保全条例等の一部を改正する条例

(金沢市自然環境保全条例の一部改正)

第1条 金沢市自然環境保全条例(平成5年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号を次のように改める。

(3) ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第118条第1項に規定する石川県自然環境保全地域の区域

(金沢市屋外広告物条例の一部改正)

第2条 金沢市屋外広告物条例(平成7年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第10号を次のように改める。

(10) ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第118条第1項の規定により指定された石川県自然環境保全地域(市長が指定する地域を除く。)

第4条第17号中「石川県立自然公園条例(昭和38年石川県条例第45号)第5条第1項」を「ふるさと石川の環境を守り育てる条例第161条第1項」に改める。

(金沢市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の縦覧等の手続に関する条例(平成11年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第6条中「石川県環境影響評価条例(平成11年石川県条例第13号)第2条第2号」を「ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第199条第2号」に改め、同条第2号中「石川県環境影響評価条例第22条」を「ふるさと石川の環境を守り育てる条例第219条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中金沢市屋外広告物条例第4条第17号の改正規定は、平成16年10月1日から施行する。

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第45号

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例

金沢市道路占用料条例(昭和29年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号中「第1種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第46号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める。

(3) 1日最大供給量 230,000立方メートル（1立方メートル当たり標準熱量46.0メガジュール）

附 則

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第47号

金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の2」を「第3条」に、「第3条の3」を「第3条の2」に改める。

第2条中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号から第22号までを3号ずつ繰り上げる。

第2条の2を削る。

第3条中「、次に掲げる区域の区分ごとに」を削り、同条各号を削る。

第3条の2を削り、第1章の2中第3条の3を第3条の2とする。

第5条第3項中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

本市は、次に掲げる熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」という。）のガスを供給する。

(1) 熱量

ア 標準熱量 46.0メガジュール

イ 最低熱量 44.4メガジュール

(2) 圧力

ア 最高圧力 2.5キロパスカル

イ 最低圧力 1.0キロパスカル

(3) 燃焼性

ア 最高燃焼速度 47

イ 最低燃焼速度 35

ウ 最高ウォッベ指数 57.8

エ 最低ウォッベ指数 52.7

第14条第2項中「前項の表」を「前項第2号ア」に改める。

第15条第1項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。

第20条の2第6項中「（熱量変更に係る保安上の必要により使用者にガスの使用を中止

させた場合で、供給再開の日が中止の日の翌々日以降となったときにあつては、公営企業管理者が別に定める日割計算)」を削り、同条第7項中「第14条第1項の表」を「第14条第1項第1号ア」に改める。

第20条の3第1項中「1,390円」を「1,590円」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 平均原料価格が基準平均原料価格以上の場合

調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.095円 × 原料価格変動額 / 100円

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格未満の場合

調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.095円 × 原料価格変動額 / 100円

第20条の3第2項第1号中「液化ブタン、ナフサ」を「液化プロパン、液化ブタン」に、「液化ブタン及び液化天然ガスについては1トン当たり平均価格、ナフサについては1キロリットル当たり平均価格」を「1トン当たり平均価格」に、「44,370円」を「50,780円」に、「1トン当たり液化ブタン平均価格」を「1トン当たり液化プロパン平均価格」に、「0.7088」を「0.5043」に、「1キロリットル当たりナフサ平均価格」を「1トン当たり液化ブタン平均価格」に、「0.3474」を「0.1662」に、「0.0550」を「0.3075」に改め、同項第2号中「27,730円」を「31,740円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第9条関係)

本支管及び整圧器の工事費に係る本市の負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額
1.6立方メートル毎時	159,000円
2.5立方メートル毎時	187,100円
4立方メートル毎時	299,360円
6立方メートル毎時	449,040円
10立方メートル毎時	748,400円
16立方メートル毎時	1,197,440円
25立方メートル毎時	1,871,000円
40立方メートル毎時	2,993,600円
65立方メートル毎時	4,864,600円
100立方メートル毎時	7,484,000円
160立方メートル毎時	11,974,400円
250立方メートル毎時	18,710,000円

(備考)

- この表において「ガスメーターの能力」とは、当該ガスメーターにおいて適正に計量することができるものと認められる特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第435条第1号に規定する使用最大流量をいう。
- 250立方メートル毎時を超える能力のガスメーターについての本市の負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき74,840円の割合で

算定した金額とする。

別表第2（第20条関係）

料金表

1 適用区分

料金表A 1箇月の使用量が、25立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 1箇月の使用量が、25立方メートルを超え、250立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 1箇月の使用量が、250立方メートルを超える場合に適用する。

2 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。

ア 料金算定期間の末日が4月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年7月1日から12月31日までの半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

イ 料金算定期間の末日が10月1日から翌年3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月1日から6月30日までの半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

3 料金表A

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき 620円

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき 187円47銭

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第20条の3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

4 料金表B

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき 900円

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき 176円27銭

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第20条の3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

5 料金表C

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき 2,550円

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき 169円67銭

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第20条の3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

別表第5の(備考)中「第14条第1項の表」を「第14条第1項第1号ア」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。ただし、中部経済産業局長がガス事業法(昭和29年法律第51号)の規定に基づく金沢市ガス供給約款を認可した日が同年7月22日以後の日である場合は、当該認可した日後10日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の最後の検針日の翌日から施行日以後の最初の検針日までの期間に供給したガスの早収料金は、改正前の金沢市ガス供給条例(以下「旧条例」という。)の適用期間の早収料金に改正後の金沢市ガス供給条例(以下「新条例」という。)の適用期間の早収料金を加えた額とし、それぞれの早収料金は、次の算式により算定した金額とする。

旧条例の適用期間の早収料金 = 旧条例の基本料金 × D 1 / D + 旧条例の調整単位料金 × V 1

新条例の適用期間の早収料金 = 新条例の基本料金 × D 2 / D + 新条例の基準単位料金 × V 2

(備考)

D は、料金算定期間の日数(第20条の2第5項又は第6項の規定が適用される場合(以下「早収料金の日割計算をする場合」という。)において、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上ときは、これらの算式における基本料金のあん分に係るDを30とする。)

D 1 は、Dのうち、旧条例の適用期間の日数

D 2 は、Dのうち、新条例の適用期間の日数

V は、料金算定期間の使用量

V 1 は、旧条例の適用期間の使用量とし、次の算式により算定した使用量(この使用量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)とする。

$V 1 = V \times D 1 / D$

V 2 は、新条例の適用期間の使用量とし、VからV 1を差し引いた使用量とする。

- 3 前項の旧条例の適用期間の早収料金及び新条例の適用期間の早収料金の算定に適用する料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量(早収料金の日割計算をする場合にあっては、当該使用量を1箇月に換算した量とする。)により決定する。
- 4 新条例第20条の3の規定は、料金算定期間の末日が平成16年10月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第48号

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「金沢市広坂2丁目1番5号」を「金沢市泉本町7丁目9番地2」に改める。

第3条第2項の表中 「金沢市広坂消防署 金沢市広坂2丁目1番5号」を

「金沢市中央消防署 金沢市泉本町7丁目9番地2」に改める。

別表第1中 「金沢市広坂消防署管轄区域」を

「金沢市中央消防署管轄区域」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第49号

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中

187,000円	292,000円	407,000円	542,000円	727,000円	927,000円
177,000円	277,000円	377,000円	482,000円	657,000円	857,000円
167,000円	262,000円	357,000円	457,000円	607,000円	797,000円
162,000円	247,000円	332,000円	422,000円	572,000円	757,000円
152,000円	227,000円	302,000円	382,000円	512,000円	682,000円
142,000円	212,000円	282,000円	357,000円	467,000円	637,000円

を

189,000 円	294,000 円	409,000 円	544,000 円	729,000 円	929,000 円
179,000 円	279,000 円	379,000 円	484,000 円	659,000 円	859,000 円
169,000 円	264,000 円	359,000 円	459,000 円	609,000 円	799,000 円
164,000 円	249,000 円	334,000 円	424,000 円	574,000 円	759,000 円
154,000 円	229,000 円	304,000 円	384,000 円	514,000 円	684,000 円
144,000 円	214,000 円	284,000 円	359,000 円	469,000 円	639,000 円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成16年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成16年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

平成16年(2004年)6月23日 印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)6月23日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
	印刷所	(株) 共 栄
定価 100円	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	
	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	